

整骨院・接骨院は正しく利用しよう!





整骨院・接骨院(柔道整復師)のかかり方

柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合とされない場合があります(健康保険の使える範囲が定められています)。

健康保険が**使える場合** 一部自己負担

急性または亜急性による外傷性の骨折・脱臼・打撲・ねんざ・ざしょう(肉ばなれなど)

※骨折・脱臼は、応急手当の場合を除き医師の同意が必要

整骨院・接骨院にかかる場合の注意事項

① 負傷(けが)の原因を正確に伝えましょう

何が原因で負傷したのかをきちんと伝えましょう。外傷性の負傷でない場合や、仕事や通勤途中に負った負傷は健康保険は使えません。

また、第三者の行為(交通事故等)による負傷の場合は「協会けんぽ」へ連絡をしてください。

② 療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で記入または捺印しましょう

『療養費支給申請書』は、柔道整復師が受療者から委任を受け、本人に代わって治療費を「協会けんぽ」に請求し支払いを受けるために必要な書類です。委任欄に記入する場合は、傷病名・日数・金額をよく確認しましょう。白紙の用紙にサインをしたり、印鑑を渡してしまうのは、間違いにつながる恐れがありますので注意してください。

③ 領収証をもらいましょう

領収証は必ずもらいましょう。金額などに相違があれば、「協会けんぽ」まで連絡してください。なお、領収証は、医療費控除を受ける際にも必要な場合がありますので大事に保管してください。

④ 治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう

長期間治療を受けても快方に向かわない場合は、内科的要素も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。

健康保険が**使えない場合** 全額自己負担

- × 日常生活での単なる肩こり、筋肉疲労、体調不良
- × 神経痛、リウマチ、ヘルニアなど慢性の病気
- × 脳疾患の後遺症などの慢性病
- × スポーツなどの肉体疲労からの回復目的
- × 仕事でのケガ(労災保険等の適用)
- × 病院や診療所などで、同じ負傷を治療されている場合

気をつけないと
いけないな



協会けんぽより治療内容について お尋ねすることがあります

治療費の支払いは皆さまの保険料を財源としています。保険者として適正に支給するため、協会けんぽより文書等で、負傷原因、治療年月日、治療内容などを確認させていただくことがあります。照会がありましたら、ご自身で回答書に記入されるようお願いいたします。なお、記入する際に必要ですので、受診の内容(負傷部位・治療日・治療内容など)を記録しておくとともに、領収証を保管しておきましょう。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日及び年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ大阪

検索

